

南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱

平成24年7月10日
南房総市告示第139号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家バンクへの登録の促進と登録物件の充実を図ることにより、市内の空き家の有効活用を通して、市民と市外居住者との交流拡大及び移住促進による地域の活性化に資するため、予算の範囲内において奨励金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 南房総市空き家バンク実施要綱（平成24年南房総市告示第139号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第4号に規定する仕組みをいう。
- (2) 空き家 空き家バンク要綱第6条第1項の規定により物件台帳に登録された物件をいう。
- (3) 所有者 空き家バンク要綱第6条第2項の規定による通知を受けた者をいう。
- (4) 南房総市空き家バンク協議会 空き家バンク要綱第2条第7号に規定する団体をいう。
- (5) 空き家利用者 空き家バンク要綱第11条第3項の規定による通知を受けた者をいう。
- (6) 併用住宅 住宅及び同一建物に別の用途を併せもつ住宅をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、所有者とし、かつ、奨励金の交付を申請した日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、奨励金交付対象者及びその同居者に市税等の滞納がある場合は、この限りでない。

- (1) 南房総市空き家バンク協議会の宅地建物取引業者会員の仲介により空き家利用者と

賃貸借契約が成立した者。ただし、空き家利用者は、当該所有者の3親等以内の親族でない者とする。

- (2) 空き家に課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できる者
- (3) 奨励金により改修した空き家を申請した年から10年間処分しないで、空き家バンクに、その間、賃貸住宅として登録することを確約する者
- (4) 空き家の利用者に対し、住民票の移動を伴って当該空き家に居住することを確約させた者

(奨励金交付対象事業)

第4条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励金交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 住宅の機能向上のために行う改修で、別に定める南房総市空き家リフォーム一覧表に記載されたものであること。
- (2) 改修工事が、消費税及び地方消費税を除き50万円以上であること。
- (3) 奨励金に係る改修に関して国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (4) 奨励金の申請をした日の属する年度の3月31日までに改修工事が完了すること。

2 奨励金は、同一の空き家につき1回限り申請できるものとし、同一申請者については、単年度に1回限り申請できるものとする。

(奨励金交付対象事業の施工業者)

第5条 奨励金交付対象事業の施工業者は、南房総市空き家バンク協議会の会員に限るものとする。

(奨励金交付対象金額)

第6条 奨励金の額は、奨励金交付対象事業に要した費用の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、200万円を上限とする。

2 前項の場合において、併用住宅の空き家改修工事については、住宅部分を交付の対象とし、共用部分については、家屋全体の床面積に対する住宅部分の床面積の割合に応じて、奨励金の額を算出するものとする。

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、空き家利用奨励金交付申請書（別記第1号

様式) に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等納付状況調査同意書 (別記第 2 号様式)
- (2) 空き家バンク物件登録確約書 (別記第 3 号様式)
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 改修に要する経費の内訳が確認できる書類及び見積書の写し
- (5) 空き家の図面等
- (6) 施工箇所の写真 (奨励金交付対象事業実施前のもの)
- (7) 登記事項証明書 (不動産登記法 (平成 16 年法律第 123 号) 第 119 条に規定するもの)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは空き家利用奨励金交付決定通知書 (別記第 4 号様式) により、奨励金を交付しないと決定したときは空き家利用奨励金不交付決定通知書 (別記第 5 号様式) により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、奨励金の交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。
(奨励金交付対象事業の変更等)

第 9 条 前条第 1 項の規定により通知を受けた申請者 (以下「交付決定者」という。) は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、空き家利用奨励金事業変更等承認申請書 (別記第 6 号様式) に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、空き家利用奨励金事業変更等承認 (不承認) 決定通知書 (別記第 7 号様式) により、交付決定者に通知するものとする。
(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、奨励金交付対象事業が完了した日から 30 日以内又は当該交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、空き家利用奨励金事業実績報告書 (別記第 8 号様式) に次の各号に掲げる関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者との工事請負契約書の写し

- (2) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書の写し
- (3) 交付決定者が自らの負担分について施工業者に支払った領収書の写し
- (4) 改修の状況を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、奨励金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項に規定する検査とは、市職員による現地調査又は市長が南房総市空き家バンク協議会等に依頼し実施する検査をいう。なお、当該検査は、性能を保証するものではない。

3 市長は、第1項の規定により検査を行ったときは、空き家利用奨励金事業完成検査調書（別記第9号様式）を作成するものとする。

(奨励金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による提出及び必要に応じて行う検査等により奨励金の額を確定し、空き家利用奨励金額確定通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知があり、奨励金の請求をしようとするときは、速やかに空き家利用奨励金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない

(交付金の支払い)

第14条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかに奨励金を交付決定者に交付するものとする。

(領収書の提出)

第15条 前条の規定により奨励金の交付を受けた交付決定者であって、奨励金交付対象事業に係る費用の未払い部分があるものは、速やかに、当該奨励金交付対象事業の施工業者に当該費用を支払うものとし、その領収書を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する奨励金交付対象者の要件を欠くに至ったとき。

- (2) 確約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 奨励金により改修した空き家を奨励金の交付の目的以外に使用をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に奨励金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、当該取消しに係る奨励金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により命令を受けた者は、当該奨励金の全部又は一部を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条関係）

空き家利用奨励金交付申請書

年 月 日

南房総市長

様

代表申請者

⑩

(空き家バンク登録番号：)

申請者（共有者・持分権者）

⑩

⑩

申請代表者に対し、奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金交付申請額

金 円

2 事業の目的

市民と市外居住者等との交流拡大及び移住促進による地域の活性化を図るため、所有する空き家を改修し、この申請した年から10年間、賃貸住宅として引き続き、空き家バンクに登録するため。

3 事業内容

別紙事業計画書のとおり

4 添付書類

- (1) 市税等納付状況調査同意書（別記第2号様式）
- (2) 空き家バンク物件登録確約書（別記第3号様式）
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 見積書の写し
- (5) 空き家の平面図等
- (6) 施工箇所の写真（奨励金交付対象事業実施前）
- (7) 登記事項証明書

(別紙)

事業計画書

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
市奨励金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計		計	円

2 事業計画書

事業実施場所 (空き家の所在地)	南房総市
空き家の用途	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)
延床面積	居住用面積 m^2 居住用以外の面積 m^2 (併用住宅の場合) 合計面積 m^2
改修工事 施工業者	住所：南房総市 代表者氏名：
実施期間 (予定)	年 月 日～ 年 月 日
改修内容	
他の補助制度等の適用	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

注 1 交付申請書を市に提出する前に、申請条件を南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第2条から第6条までの規定で、奨励金の返還条件を同要綱第16条でそれぞれ御確認ください。

2 奨励金の交付対象は、別に定める南房総市空き家リフォーム一覧表に記載されている工事で、それ以外は奨励金交付対象外となります。

第2号様式（第7条関係）

市税等納付状況調査同意書

年 月 日

南房総市長

様

奨励金交付申請者 住所

氏名 ⑩

同居者 氏名 ⑩

同居者 氏名 ⑩

同居者 氏名 ⑩

南房総市空き家バンク利用奨励金交付申請に当たり、私及び同居者は、下記の対象市税等について滞納がないことを誓約します。また、私及び同居者に係る南房総市市税等の納付状況下記の調査事項について、各担当課が保有する資料により、事業担当課が調査することについて同意します。

記

1 調査項目

- (1) 市県民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税
- (5) 介護保険料
- (6) 学校給食費
- (7) 保育所及び幼稚園保育料
- (8) 水道料金
- (9) 他の補助制度の利用状況

第3号様式（第7条関係）

空き家バンク物件登録確約書

年 月 日

南房総市長

様

空き家物件所有者 住所

氏名 ⑩

住所

氏名 ⑩

住所

氏名 ⑩

南房総市空き家バンク利用奨励金交付申請に当たり、南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱に定める事項について、誠意をもってこれを遵守するとともに、私の所有する下記の空き家を改修し、この申請した年から、その空き家を10年間、賃貸住宅として空き家バンクに登録することを確約します。

記

物件の住所	南房総市
登記事項証明書の 不動産番号	

第4号様式（第8条関係）

空き家利用奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった南房総市空き家利用奨励金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 奨励金等交付の条件

注 南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱第16条に該当する事実が認められたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、当該取消しに係る奨励金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

第5号様式（第8条関係）

空き家利用奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった南房総市空き家利用奨励金については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、通知します。

記

理由

第6号様式（第9条関係）

空き家利用奨励金事業変更等承認申請書

第 号
年 月 日

南房総市長 様

申請者 印

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった南房総市空き家利用奨励金事業について、下記のとおり計画を変更・中止・廃止したいので、申請します。

記

1 奨励金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
交付決定額	金 円	金 円
工事費総額	円	円
変更内容及び 変更理由		
添付書類	変更内容、箇所等が確認できる図面 工事変更見積書 その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 奨励金事業の中止（廃止）

中止（廃止）の理由	
-----------	--

第7号様式（第9条関係）

空き家利用奨励金事業変更等承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった南房総市空き家利用奨励金事業について、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

記

1 承認

(1) 承認内容

区 分	事業費（円）	交付決定額（円）
変更前		
変更後		

(2) 条件

2 不承認

理由

第8号様式（第10条関係）

空き家利用奨励金事業実績報告書

年 月 日

南房総市長

様

申請者

⑩

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった南房総市空き家
利用奨励金事業について、事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

事業実績及び効果

(別紙)

1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
市奨励金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計		計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	南房総市
空き家の用途	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)
延床面積	居住用 m ² 居住用以外の面積 m ² (併用住宅の場合) 合計面積 m ²
改修工事 施工業者	住所：南房総市 代表者氏名：
実施期間	着手 年 月 日～ 年 月 日 完了 年 月 日～ 年 月 日
改修内容	
他の補助制度 等の適用	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

3 添付書類

- (1) 施工業者との工事請負契約書の写し
- (2) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書の写し
- (3) 交付決定者が自らの負担分について施工業者に支払った領収書の写し
- (4) 改修の状況を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第9号様式（第11条関係）

空き家利用奨励金事業完成検査調書

年 月 日

検査員

氏名

印

年 月 日付けで提出のあった南房総市空き家利用奨励金事業実績報告書等に基づき検査した結果、次のとおり完成（出来高・中間）を認めます。
 なお、当該検査は、工事の性能を保証するものではありません。

工事箇所		南房総市	
請負者	住 所	南房総市	
	氏 名		
当初設計金額		契約年月日	
変更設計金額		着工年月日	
請負金額		完成期限	
完成 金額 出来高		工事 完成・出来高・中間 年月日	
中間検査事項			
備考	検査立会人 市側 職・氏名 請負（受託）者 職・氏名		

第10号様式（第12条関係）

空き家利用奨励金額確定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

南房総市長 印

年 月 日付 第 号で交付決定した南房総市空き家利用奨励金事業について、下記のとおり奨励金の額を確定しましたので、通知します。

記

確定額 金 円

第11号様式（第13条関係）

空き家利用奨励金交付請求書

年 月 日

南房総市長

様

住所

請求者 氏名

印

電話番号

年 月 日付け

第

号により交付決定のあった

南房総市空き家利用奨励金について、下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円								
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合				本・支店（所）			
		口座番号	当座・普通						
	口座名義人	フリガナ							
		氏名							
備考									